

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年8月9日

京都市会議長 寺田 一博

京都市会規程第1号

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「係る」の右に「利子所得及び」を加え、同条第5号中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額

第3号様式注以外の部分中

株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得		
上場株式等の配当等に係る配当所得		

を

一般株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得		
上場株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得		
上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得		

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程は、平成29年4月1日から適用する。

(市会事務局調査課)